

中国ビジネス環境改善への提言

2021年3月
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2020年12月に実施した2020年度日中経済協会賛助会員アンケートを通して中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、商務部をはじめとする中国国務院関係部門、地方政府等関係機関への提言として取り纏めたものです。日中経済協会は、商務部との更なる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスのグローバル・パートナーシップの深化・拡大に貢献し得ることを願っています。

《提言のポイント》

1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

2020年1月より「外商投資法」、「ビジネス環境改善条例」とそれらの関連法案が施行されましたが、中国市場の更なる開放が進み、地方政府等による突然の不合理な行政命令等により企業経営の安定性が損なわれることのない、公平性、透明性、一貫性、予見可能性が担保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境が実現することを期待致します。また、その前提として同時に、中国政府の重点政策である「市場の決定的な役割を發揮させる経済体制改革」が推進されることが重要と考えます。(詳細は6~9頁参照)

2. 個別産業における市場参入規制緩和

ネガティブリスト制の導入、各種規制緩和、外資投資奨励産業リスト等により、外資の参入障壁は緩和の方向にありますが、幾つかの産業ではまだ規制が残されています。個別産業において、ネガティブリストでは制限されていませんが、他の関連法令により外資の参入が事実上制限されていることがあります。更なる緩和によって内国民待遇が実現することを期待致します。(詳細は9~13頁参照)

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

中国の知的財産権保護は、「外商投資法」等関連法規により管理体制構築が着実に進み、また21年6月より「第4次改正専利法」と「第3次改正著作権法」が施行されるなど強化されていますが、グローバルスタンダードに則したビジネス環境実現のため更なる強化とともに内外無差別原則をベースとした制度の確実な執行を期待します。(詳細は13~15頁参照)

4. 安全保障法制・情報セキュリティ関連

20年に「輸出管理法」と「信頼できないエンティティリスト制度」、21年に「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」を施行し、また20年には「中国個人情報保護法(草案)」と「データセキュリティ法(草案)」を公表しましたが、これらの法制度が、中国における外資企業の正常なビジネスを妨げないよう、国際的枠組みとの整合性を確保した上での、透明性のある運用を要望します。(詳細は16~18頁参照)

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

目 次

前年度提言からのレビュー	3
1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上	6
2. 個別産業における規制緩和	9
3. 知的財産権保護の徹底・拡充	13
4. 日中社会保障協定発効・日中租税協定改定	15
5. 安全保障法制・情報セキュリティ関連	16
6. 環境規制への対応	18
7. 貿易・関税・通関・多国間協定	19
8. 財務・税制・税務・会計	21
9. 外国人の居留、就労手続きの改善	23
10. COVID-19/日中間往来	24

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

2019 年度提言からのレビュー

2019 年 9 月付「中国ビジネス環境改善への提言」につきましては内容に関し、現在までに次の分野で、要望事項の一部改善が進んでいることを高く評価致します。

——これまでに改善された主な諸点——

1. 外資参入規制の緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

(1) 外資参入規制・活動制限の緩和と会社登記・変更・抹消等手続きの簡素化

- 2020 年に『外商投資法』と関連条例『外商投資法実施条例』、『外商投資企業登記登録業務に関する通知』、『外商投資情報報告弁法』、『外商投資情報報告の関連事項に関する公告』、『外商投資企業授權登記管理弁法』、『外商投資苦情申立業務弁法』等外資参入に関わる条例が施行された。
- 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」制限事項が 40 項目から 33 項目に減少し、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」が 37 項目から 30 項目に減少した。生命保険業界や証券業界の外資出資規制が撤廃されるなど中国金融市場の開放、内外格差が縮小されている点は歓迎できる。また、外資導入による発展促進を図る産業分野の 2020 年版「外資投資奨励産業リスト」を発表し、投資分野は 19 年版に比べ 127 項目増加した。
- 2020 年 1 月より「放・管・服」（行政簡素化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化）改革を着実に遂行し、安定的で公平かつ透明性が高く予測可能なビジネス環境の構築を加速させるために「ビジネス環境改善条例」を施行した。李克強國務院総理は 2020 年 9 月、全国「放・管・服」改革深化・ビジネス環境改善に関する演説を実施し、改善をさらに促進する意思を示した。また、国家レベルで初の白書「中国ビジネス環境報告 2020」を発刊したほか、条例実施状況に関する第三者評価報告のヒアリングを実施した。中央政府の行政手続き簡素化改革の実施により、各地方政府での対応が前進している。
- 2021 年 1 月より、中国としては初めてとなる民法典が施行された。これまで個別に制定されていた民事関連法律が体系的に整理されたことで、外商投資法と併せ、外資企業が中国における事業活動を行う際の根拠と基準が明確になった。
- 2019 年に打ち出した増徴税、個人所得税や、社会保険料などの引下げ措置を引き続き執行した。2020 年に打ち出した「疫病の予防・抑制および社会経済の発展を支えるための税・費用優遇政策」により減税と行政費用削減額を実施し、その効果は政府の計画を上回る 2 兆 5000 億元超となった。

(2) 金融分野における外資出資規制の段階的な緩和

- 2019年9月、国家外貨管理局により適格海外投資家枠（QFII）および人民元適格海外投資家枠（RQFII）の投資限度額に対する制限廃止が決定されたことにより、海外投資家は登記をすれば自ら資金を送金し、規定に適合する証券投資を行うことが可能となった。
- 証券会社、証券投資基金管理会社、先物取引会社、生命保険会社の外資出資比率制限が撤廃され、金融業の参入制限は緩和が進んだ。

(3) 自動車分野における外資出資規制の段階的な緩和等

- 2020年に商用車製造における外資企業の参入規制が撤廃された。
- 2022年には乗用車を製造する外資持分割合の制限、および同一の外国投資者が中国国内で設立できる同類の完成車製品を生産する合弁企業は2社まで中国国内で設立することができるなどの制限が廃止されるなど、要件が緩和した。
- 2020年6月の「乗用車企業平均燃料消費量(CAFC)及び新エネルギー車(NEV)クレジット並行管理弁法」改正により、2021～2023年のNEV目標値が公表された。

(4) ヘルスケア分野における医療制度・許認可改革

2019年12月より薬品管理法を施行し、2020年には薬品の登録、生産監督、臨床試験品質などの一連の管理弁法などの多くの法規整備が進んだ。また2020年10月特許法特許制度における第4次改正専利法の公布（2021年6月より施行）を行った。これら一連の法整備は革新的な新規医薬品へのアクセスを促進するものである。今後、関連法規（実施細則や通知など）が速やかに発せられ実効性を伴うものとなることを期待する。

(5) 海運政策

2019年6月に更新された2019年版ネガティブリストにおいて、国際船舶代理業に関する従来の外資規制が撤廃された。《外商投資国際海運業管理規定》および《外商独資船務公司設立管理弁法》の廃止を国際海運業の開放政策の一環として評価する。

(6) 農水産品・食品等の輸入規制緩和

「中華人民共和国食品安全法実施条例」が2019年12月より施行された。当該条例では食品安全にかかる地方標準の範囲についてより明確に制定され、企業標準の届出等に関する問題についても明確になり、食品安全監督管理政策のより確実な執行が可能となった。

2. 知的財産権保護の徹底・拡充、技術移転要求の制限

- 「外商投資法」の投資保護の条項において、外資の知的財産権の保護に関する

規定や行政手段による技術移転の強制の禁止が規定された。

- 第4次改正専利法が2021年6月より施行される。同法は専利権の保護強化、医薬品専利関連制度の創設、デザイン保護の強化（部分意匠制度の導入、意匠権の存続期間を10年から15年へ）他を規定している。
- 第3次改正著作権法が2021年6月より施行される。同法は著作権侵害における法定賠償額上限の大幅引き上げ（50万元から500万元）や「懲罰的賠償」原則の明確化等によって、創作者の権利と利益の保護を図っている。
- 民法典にて知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度が導入された。

3. 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- 「外商投資法」にて、外資企業の公平な政府調達活動への参与の公平性が保障された。
- 「政府調達公告・公示情報発表管理弁法」の改正が予定されている。
- 政府調達情報の公開・透明化など、外資歓迎、内外資取り扱いの平等化といった動きが拡大している。

4. RCEP（地域的な包括的経済連携）協定署名

2020年11月、日本、中国、韓国、ASEAN、オーストラリアとニュージーランドの15カ国がRCEP協定に署名した。日本にとって最大の貿易相手国である中国や、同3位の韓国とは初めての経済連携協定となる。北東アジアにおける強固なサプライチェーンの構築（規制緩和、製品の低コスト化）に向けて期待が持てる。

5. 新型コロナウイルス感染(COVID-19)関連

新型コロナウイルス感染が発生して以来、「新型コロナウイルス流行に対応し、改革開放を一層進め、外資の業務を安定させる取り組みに関する通知」など一連の政策措置を公布した。中央・地方政府の協力で様々な利便性措置を講じて、生産活動に必要なサプライチェーンの機能を一定程度確保することができ、中国ビジネスの円滑な運営に繋がった。

中国政府の改善努力を評価申し上げるとともに、未改善、あるいは改善途上の課題について、引き続きのご理解と取り組みお願い申し上げ、さらに以下の提言を提案いたします。

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

1) 外資の参入規制・活動制限の緩和

- 2020年1月より「外商投資法」と「外商投資法実施条例」等関連法案が施行されたが、今後も引き続き行政の規制運用・手続きの簡素化や公平な競争ルールの整備が進むと共に、外資参入がより開放され、グローバルスタンダードがさらに採用されることを期待する。
- 外商投資法内でVIE (Variable Interest Entities:変動持分事業体) スキームへの適用が不明確であり、明確にしていきたい。また、投資性公司に関する優遇措置の継続をお願いしたい。
- 「外商投資参入特別管理処置 (ネガティブリスト)」や「外資投資奨励産業リスト」等の各種規制緩和により、外資の参入障壁は削減の方向にあるが、個別産業においてネガティブリストで制限されていないにもかかわらず、他の関連法令等により事実上制限されていることがある。規定の統一とさらなる緩和を期待する。
- 国有企業との合弁事業においては、その時々中国政府の政策が企業の活動方針に影響を与え、独立した企業としての経済合理性に基づく判断・活動が実質的に制限されることがある。この点での改善を期待したい。

2) 会社登記・変更・抹消等手続きの統一化と改善

- 2020年1月1日より「ビジネス環境改善条例」が施行されたが、行政機関には、確実な運用と施行を期待する。また、企業運営上の各種許認可や諸手続き等は各都市や行政機関の裁量で異なることがあるので、混乱回避のために統一した運用を期待する。さらに各種通達も突発的に公布されることがあるが、企業がそれらの通達に対応する十分に対応準備期間を確保できる実施時期の配慮をお願いしたい。
- 減資、持分譲渡、合併・分割・清算、税務登記抹消等の企業再編関連の手續において、一部でWEB申請等による簡略化も進んでいるが、さらなる簡素化、期間短縮を期待する。また、単一製造機能企業の移転価格税制運用等、企業再編関連法制の整備と柔軟な運用をお願いしたい。
- 都市計画等の理由で止むを得ず強制的な工場移転が求められる場合には、土地再利用計画をはじめとした関連情報の事前の十分な開示、準備期間の設定、適正かつ迅速な補償の履行を行い、同時に各種操業許可の更新がスムーズに行われるよう配慮を要望する。

- 行政区をまたぐ事業所の移転等の際し、税務当局による発票の発給遅延や、過去に遡った徹底的な税務調査等によって手続きの遅延が生じないように、円滑な手続きの仕組みの構築を要望する。
- スムーズな事業再編、資産入れ替えによる新規投資は、産業構造変化・新産業への対応といった好循環につながり、中国にとってもプラスに作用するものと思われる。税務登記抹消を含めた時間的、コスト的な軽減を期待する。「外商投資法」では撤退に関する条件が課せられないことが規定された。その実効性の確保を期待する。

3) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 外資企業が中国において、安心してビジネスを展開するには、公平性・透明性・一貫性・予見可能性が確保された国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が求められる。その実現に向け、次の点において引き続きの改善努力をお願いしたい。
- 中央・地方政府による個別産業への補助制度や金融支援等による特定の中国企業支援は市場競争原理が歪曲され、過剰生産能力問題にもつながっている。実質的な産業障壁を改善し、市場原理が健全に働く環境整備が重要であり、こうした支援の見直しを要望する。産業政策の観点で支援する場合は、内外資同等待遇での支援を望む。
- 外資系を含む企業内に、法律で中国共産党の党組織設立が求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解するが、外資系企業には強い違和感があることに留意し、企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。
- 部品調達において、一部国有企業は外資系は採用しないとの方針を表明しているケースがある。引き続き公平な競争環境と内国民待遇実現の努力をお願いしたい。

4) 外国為替・資金調達の緩和

- 長期借入枠制限や銀行保険監督管理委員会（CBIRC）指導に基づく短期運転資金借入のロールオーバー制限等、企業の資金繰りの自由度を妨げる規制を撤廃していただきたい。
- 人民元建ての域外貸付において、最低預入期間・貸付期限（6ヶ月）、ロールオーバー回数（1回のみ）、貸付先での外貨転の禁止といった制約がつけられている。各地の国家外貨管理局によって、承認の基準にばらつきがあり、全国一律の運用となっていない。域外貸付の規制の撤廃と各地の国家外貨管理局の運用、承認基準の統一を図っていただきたい。
- 中国政府が経済の発展戦略において重視する粵港澳大湾区（GBA：グレートベイエリア）でのさらなる金融開放の促進や広東省各都市と香港・マカオの間の金融面での協

働、および今後の GBA の経済発展と対外開放の牽引役としての香港の役割拡大に向けた各種方針を期待する。

- 2019 年 7 月に公表された「金融業開放拡大 11 条」をはじめ、中国政府による市場開放、規制緩和策が進展していることを評価しつつ、各施策では更なる改善が求められる部分も残されており、資本市場、金融市場、外国為替市場の開放をさらにスピードアップして実施して欲しい。
- 資本市場において人民元の価値安定並びに外貨準備の安定水準確保に留意しつつ、規制緩和、法制化により国際基準に則した債券・株式市場の整備、開放が進むことにより、投資家層と市場規模がさらに拡大することを期待する。

5) 労働法制

- 現在の労働契約法の下では、継続的な人件費コストの上昇、柔軟な人材配置や適切な人事評価とそれに伴う賞罰が行いにくいといった問題が生じている。労働者の権利保護の重要性を十分認識した上でのことであるが、事業展開のステージに合わせて組織の新陳代謝を柔軟に行うことができるように、労働契約の変更や解除について経営側の合理的な理由に基づく自由裁量を認める制度への改訂をお願いしたい。
- 労働契約法の改正（労務派遣に係る若干の規定）により、補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10%）が設けられた。業務の性格によってはこの比率制限に適しない場合には、この雇用比率制限（10%）の撤廃、または緩和をお願いしたい。

6) 技術標準・認証

- 標準施行日程関連について標準公布日から実施日まで、十分な猶予期間の設定を要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1 年～2 年間の猶予期間を要望する。
- 標準の内容関連について一部の標準で、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。科学的根拠に基づく合理的な標準の策定を要望する。

7) 企業結合

- 中国の独占禁止法における企業結合は、中国市場に影響しない国外の「結合」行為にも届出義務を課すなど、届出要件の「結合」の定義が不明確である。例外規定や出資比率等、詳細かつ明確な届出要否判断基準の設定を要望する。
- 企業結合の法制度の中に「セーフハーバー基準」（競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない水準）の導入を要望する。

- 届出提出から立件までの期間が長く、世界各国での同時届出では中国のみが遅滞することが多い。審査時間が長期化する場合、その理由や進捗状況が不明なことも多く、迅速な投資の障害となっている。審査基準や判断理由の明確化など、さらなる改善を要望する。

2. 個別産業における規制緩和

1) 不動産業における外資投資規制緩和

- 不動産開発のプロジェクト会社は、不動産四証（注）の取得前は外部金融機関からの借入ができないが、中国国内企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資系不動産企業は、外債登記が認められず、また最低資本金額も高いため、親子ローンが利用できず、資金調達面で不利になっている。また中国国内企業との共同事業で、ファイナンス方針上で障害となるケースもあることから、これらの規制緩和を要望する。

（注）土地所有権証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建設工事施工許可証。

- 外資による不動産投資会社の設立が原則として認められていないため、外資の不動産事業への投資家は、中国国内で資金の効率的な運用を行うことが難しいことから、規制の緩和を要望する。
- 不動産開発に係る、許認可手続きで、認可基準が不明確なものや、申請から許可が下りるまで長い時間を要するものがある。関連法規制や制度の整理・統一化、許認可の迅速化を要望する。また、住宅分譲事業等で、事業終了後のプロジェクト会社の減資・清算の各種手続きで不明確な部分があり、各種手続きの明確化・簡素化・迅速化を要望する。
- 組織再編に伴う持分譲渡益課税等につき、現物出資でも譲渡税が課税されるなど合理的でない実態がある。この問題を解決するために、税制緩和や免除等（広義の組織再編税制導入）を要望する。

2) 金融分野における規制緩和

- 証券業の対外開放、QFII・RQFII 枠の拡大など、ここ数年間、金融市場の開放は進んでいるものの中国の内国投資が中心である。中国から国外への投資については、「一帯一路」以外では依然として厳しく規制されており、本分野での対外投資の規制緩和や自由化についても、同時並行で、一層進めていただきたい。
- 中国債券市場について、市場規模は急速に拡大しているものの、ヘッジ手段については、現状、先物市場において中国内の一部の証券会社や国有銀行にのみ開放されており、その他の商業銀行や保険会社は先物市場にアクセスができない。他国の債券市場では、金利スワップや債券先物等、複数の選択肢があることがリスク抑制や流動性向

上に寄与しており、中国においても同様の取り組みができるように期待したい。また日本の金融機関が欧州、中国地場金融機関と比して劣後している取扱資格（A類主幹事引受資格）が速やかに付与されることを強く要望する。

- 投資家や発行体企業の増加や多様化も、市場の活性化には重要な要素であり、金融機関によるオフショア投資家向け債券売買や一般事業法人債の引受資格の取得要件のさらなる緩和を要望する。

3) コンテンツ内容審査関連

- 中国政府の機構改革でネットゲームの審査が中央宣伝部に一本化され、2年が経過した。機構改革の影響もあり、ゲーム認可状況は、依然として厳しいものがある。審査を通ったゲームの数は、2018年から前年度に比べ大幅に下がり、さらに、2020年10月までは、2018年の年間本数の半数に留まり、そのうち輸入ゲーム（ゲームの著作権が外国にある）の数は、わずか55タイトルだった。一つの輸入ゲームの審査には平均で8～9か月もかかり、以前より2～3ヶ月延びている。業界発展の観点、並びに政府・企業双方の業務効率を高めるため、以下2点を要望する。

- ① 輸入ゲームに対する厳格な規制（許認可を得たゲーム数の大幅な減少）は、中国の対外開放、並びに業界の長期的発展の方針に一致していない。当分野での規制緩和を要望する。
- ② ゲーム内容の行政許認可の期間短縮を要望する。また、行政許認可の所要日数の設定を要望する。

4) 外商投資参入特別管理措置とネットワーク出版サービス管理規定の齟齬

- 2018年6月末に中国政府は2018年版「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」を発表した。そこではインターネットコンテンツの運営は禁止されているが、音楽の運営は禁止措置から除外された。これにより、外資企業に音楽配信サービスが許可されるようになったものと理解する。しかし実際には、外資企業によるインターネット音楽配信サービスの許可事例はなく、所管の文化関連政府部門にインターネット音楽配信サービス申請手続きについて問い合わせたところ、まだ参入許可申請の受付は始まっていないとのことであった。改善を要望する。
- 一方で、「ネットワーク出版サービス管理規定（工業・信息化部、旧国家新聞出版広電総局）」では、合弁企業を含め、外資によるすべてのインターネットコンテンツ配信サービスが禁止されていると解釈される。2020年版「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」と齟齬のないよう、「ネットワーク出版サービス管理規定」の修正と、外資企業による、ネットでの音楽配信サービスが運営できるよう要望する。

5) 農水産・食品業界における規制緩和

- 東日本大震災以降の農水産品および食品等の輸入規制に関し、一部製品の輸入が解禁されたことは歓迎するが、依然として厳しい措置が続いている。科学的な根拠に基づく対応と早期の全面輸入再開を期待する。また、その他の地域の一部農産物および加工食品等の輸入について、輸入審査用書式の早期確定と輸入再開を要望する。
- 現在、肉類は輸入に関わる中国側の求める条件が未確定である他、青果・乳製品も必要な放射線検査証明書に現在日本で検査できない項目が含まれており、実質的には輸入不可能な状態が続いている。食品（特に生鮮品）輸入の際の検疫・通関手続きの簡素化など、合理的な輸入体制整備の一層の加速を要望する。

6) 自動車分野

- 「乗用車企業平均燃料消費量(CAFC)及び新エネルギー車(NEV)クレジット並行管理弁法」について、中国政府の柔軟な運用を期待する。

7) 化学分野

- 水素エネルギー普及の促進：中国政府内で水素を所管する部署が複数に分かれており、行政手続き・交渉窓口が煩雑化している。水素エネルギー活用に関する規制や産業育成策等に関する相談窓口を一本化してほしい。また水素エネルギーの規格制定にあたり、日本の先進的な知見・技術は有用であることから、日本の関連団体や企業の意見の積極的な導入に期待する。

8) 旅行・航空業界

- 国務院より公布された「国務院關於全面推進北京市服務業拡大開放総合試点工作方案の批復」(国函〔2019〕16号)によれば、北京市人民政府が上申ししていた「全面推進北京市服務業拡大開放総合試点工作方案」(サービス産業拡大開放の総合試験プログラム、以下「試験プログラム」という)に同意・実施との指示があった。この試験プログラムには外資独資旅行社に対する「出境旅游(海外旅行)業務」開放の項目が含まれており、長年の要望が反映されたことを歓迎する。外資独資旅行社に対する中国公民の「出境旅游(海外旅行)業務」ライセンスの申請手続きを速やかに進めて、早期に認可するよう要望する。
- 両国の文化・経済の交流を再開し、さらに発展させていくためには、COVID-19 感染防止を大前提としつつも両国間の旅客の往来再開・拡大を図ることが重要である。今後の感染状況を踏まえ、国際旅客定期便およびチャーター便の乗り入れに関する運航規制の緩和の早期実現を期待する。

9) ヘルスケア・医療・医薬分野

- 日中両国は今後急速に高齢化社会を迎える。国家の持続可能な発展において国民の健康はその基礎であり、高齢化社会への対応は両国共通の重要課題である。日中それぞれ

れが抱える課題や知見を共有し、両国が協力可能な点を明確にすることで、ヘルスケア分野におけるイノベーション創出が一層加速し、両国民の健康寿命の延伸、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、両国の連携のさらなる促進を期待する。

- ▶ 製薬業界において、米中の政治的な対立によって、これまで中国の各関係省庁と協働して取り組んできた取り組み・枠組みに、今後ネガティブな影響がでることを懸念している。
- ▶ ICH（医薬品規制調和国際会議）は、世界各国の医薬品行政当局と研究開発志向型製薬産業界の代表者が協働して、医薬品規制に関するガイドラインを科学的・技術的な観点から作成し、広範な規制調和を目指す会議体で、中国も 2017 年に ICH に加盟しているが、実装のプロセスの不確実を憂慮している。ICH で定められた国際ルールの確実な遵守を要望する。
- ▶ 医薬品開発では、「国際共同治験」という形で開発に必要な有効性・安全性データの集積のために複数の国に跨って検体を採取し、それを一か所に集めて分析している。特に遺伝子治療薬や細胞治療薬等の今話題の画期的な新薬では必要なプロセスであり需要が高まっている。しかし、中国では検体の国外持ち出しに関する明確なルールが未整備で（予期せず中国国外への持ち出しを制限される等の可能性が排除できず）、新規医薬品開発での国際共同治験の実行に支障をきたし新規医薬品の開発が遅延するリスクが存在している。医薬品開発試験で用いる検体（血液・尿などの成分）の中国国外持ち出しに関する適切な制度を整備するよう要望する。
- ▶ 日本は、一部の医薬品の原料の製造・輸入を中国に大きく依存している。COVID-19 以降、中国からの製造・輸入が止まったことで、供給不安に陥る可能性のある医薬品が生じた。医薬品の安定供給とそのサプライチェーンの確保は、原料を輸入・加工し医薬品として販売する企業（主には日本企業）に最終的な責任があるが、中国で製造・輸出する医薬品原料について、非常時においても継続的に安定供給が行われるよう要望する。

10) 過剰な投資・設備、補助金政策

- ▶ マクロコントロール主導の産業政策で、補助金が産業振興策の中心となりがちとなる。過去の事例（鉄鋼、アルミ、太陽電池、ロボット、EV、半導体等）においても、非合理的な補助金が過剰投資、過剰生産といった悪循環が生じさせてきた。健全な国際市場の発展のためには補助金に頼らない産業振興策が期待される。
- ▶ 液晶テレビ、有機 EL テレビ向けのパネルメーカーの過剰投資の結果、パネル価格が下落傾向となり、パネルメーカーのみならず、その川上のガラス・原材料など関連企業の経営にも支障が出ている。地域・企業別投資枠など政府によるトップダウン型産業政策で、ディスプレイ業界の健全な育成と持続可能な発展を図るよう要望する。

- 政府補助金を原資にした安値販売など業界の公正な競争を阻害しているケースもある。補助金の支給基準の明確化、運用の厳格化等、透明性のある対応をお願いしたい。国有企業・有力民間企業へのすべての補助の廃止を要望する。

1 1) 日中第三国市場協力

- 日中双方は、パートナー関係の構築を重視し、それぞれの優位性を発揮して、第三国の市場へ参入することが増えるよう期待している。
- 「中欧班列」運行増加に合わせたインフラ整備の促進や、さらなる補助政策に期待している。

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

1) 知的財産権保護・技術移転要求の制限

- 「外商投資法」では、外資企業の知的財産権の保護強化とともに、行政手段による技術移転強要禁止の規定が設けられた。また「米中経済貿易協議」における知財保護対応など、近年知財保護に対する中国政府の対応を高く評価する。「外商投資法」では、中国企業による技術移転の強要等は制限されておらず、恣意的な運用が危惧される。技術移転の強要の禁止・知的財産権の保護を確実なものとするよう期待する。
- 各種規定の執行においては、当局の裁量によるところが大きく、知財権保有者の権利行使が不合理に制約される恐れがある。内外無差別原則をベースとした法律・制度の確実な執行を期待する。
- 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容のすべてが公開されているわけではない。引き続きさらなる公開（透明性の確保）が図られるよう要望する。
- 知財の審理においては、その期日指定が直前となることがあり、対応が困難な場合がある。また、審理の応答期間や公証認証において企業側は多大な負担を強いられるので、負担軽減を要望する。
- 外資企業の中国進出に際してライセンス契約に制限を設ける等の行為がWTOルールに抵触する懸念がある。グローバルスタンダードに則した制度改善を期待する。
- 専利法、商標法、不正競争防止法などで示される最大5倍まで課せられる懲罰的な知的財産侵害賠償額について、その倍率適用の根拠を明確化するよう要望する。

2) 独占禁止法

- これまで個別の知的財産権の行使に対して、独禁法違反になる場合に複数の機関が複数の運用規定案を発出している。この規定案に換わるものとして、司法部や国家知識

産権局など関係機関が共同で統一的基準を作成するよう要望する。

- 「独占禁止法」においては、独占的協定の適用除外制度、リニエンシー制度、事業者の独占行為への処罰制度等の、ガイドラインの公布など、判断基準をより明確化する必要がある。また市場支配的地位濫用について、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定施行規定」と「独占禁止法」第 17 条（市場支配的地位の濫用）との整合性に問題があり、違法となる場合の境界線が不透明なので、明確化するよう要望する。
- 「独占禁止法」第 46 および 47 条では、事業者が独占的協定の実施や市場支配的地位の濫用に対して、前年売上高の 1～10%の罰金を課すとしているが、売上高の計算基準について明確な規定が無く、異なる基準で計算されている。公平性と合理性の原則に基づいて罰金の計算基準を明確にし、統一するよう要望する。
- 2021 年 2 月 7 日に公布、施行した「プラットフォーム経済分野に関する独占防止ガイドライン」により、新興デジタル経済分野における独占防止問題についての法律規定が制定されたことを評価する。

3) 実用新案権利行使時の権利者の注意義務化

- 「第 4 次専利法改正」において、権利濫用防止規定（第 20 条）が追加されている点について、権利者利益及び侵害被疑者の負担のバランスを図ることが検討されているが、評価報告書の提出が義務付けられているわけではない。侵害被疑者の負担軽減が十分に行われることを求めたい。
- 実体審査なしで登録される実用新案については、権利行使時（実用新案権行使による訴訟等において）に権利者に国家知識産権局による評価報告書を提出させる（義務化する）こと、評価報告書申請は実用新案の権利者のみならず、第三者（侵害被疑者）も行なえるよう要望する。

4) 意匠に関する諸施策

- 実体審査がないため、明らかな無効事由を有する意匠登録が濫立する懸念や、冒認出願を誘発する点に懸念がある。実体審査の導入、意匠保護期間（2021 年 6 月より 15 年間に延長）の更なる延長、秘密意匠の導入、自己開示による新規性喪失の例外の適用拡大等、意匠の保護制度の一層の拡充を要望する。

5) 模倣行為抑制に向けた諸施策

- 再犯防止、違法経営額の算定、模倣巧妙化への対処、違法看板への対応、税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲（望ましくは全て）に、速やかかつ詳細に開示することを要望する。また、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益を保護することを要請する。

- 税関等の当局が多量の模倣品（商標などの侵害品）を押収した場合、押収品の倉庫保管料と廃棄費用が、模倣の被害者である権利者側に請求されるが、これらの費用負担は、侵害者側が行うべきものであり、違法行為を行った侵害者側に請求するか、国費で賄うようにすることを要望する。
- 損害額の高額化、摘発キャンペーンの強化、厳罰化事例の蓄積、部分意匠の保護等、模倣行為の取り締まり強化の傾向にあるが、引き続き再犯防止策（e. g. 摘発強化）等の効果が示されるよう期待する。

6) 商標権利化プロセスの合理化・適正化

- 「商標法」につき、2019年に「使用を目的としない悪意のある商標登録出願の拒絶」の法改正と、「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」が施行されるなど、悪意ある商標出願への対抗策を打ち出している。これら規定が確実に執行される事を要望する。
- 外国での著名商標を保護するため、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM製造）を排除する仕組みの整備を要望する。
- 類似商標出願について国家知識産権局における厳格な審査をお願いしたい。当局の審査期間が半年に短縮された結果、審査の質が低下し類似商標登録認可が増加傾向にある。例えば、2019年のある日系企業の類似商標への異議申立て件数は16件だったが、2020年は1～11月実績で24件に増加している。

7) 日中特許審査ハイウェイ（PPH）等の早期権利化制度および専利優先審査管理弁法の条件緩和

- 日中 PPH 利用時の条件（対象出願案件が公開されていること等）の条件緩和を要望する。その他の早期権利化制度（専利優先審査管理弁法など）について、外国企業でも使いやすくなるよう対象範囲や手続きの緩和を要望する。

4. 日中社会保障協定発効・日中租税協定改定

- 日中社会保障協定が2019年9月1日に日中間において発効されたことを歓迎する。ただし、同協定の適用範囲は被用者基本老齢保険のみとなっている。その他の被用者基本医療保険、労災保険、失業保険、生育保険等にも適用できるよう、協定の内容を拡大していただきたい。
- 1983年9月に締結した日中租税条約について、現在の日中間の関係税法と経済実態に即した改訂が望まれる。

5. 安全保障法制・情報セキュリティ関連

1) 輸出管理法

- 2020年12月施行の「輸出管理法」においては、再輸出やみなし輸出に関する規制、外国企業への域外適用、報復規定・制裁などの条文が盛り込まれており、その実施細則、運用に強い関心を持つ外国企業は多い。明確なガイドラインの早急なる開示とともに、透明性のある運用の徹底を要望する。
- グローバルなバリューチェーンを構築している企業においては、複雑な手続きや技術情報の開示の義務等は大きな負担であり、従来の貿易・投資活動に支障が生じる懸念がある。その制度設計・運用に当たっては、国際的なルールとの整合性の確保を要望する。
- 中国政府が推進する国際的サプライチェーン強靱化や外資の貿易・投資環境に悪影響とならないよう、国際基準に則して制度が運用されることを要望する。特に、素材産業は中国から原材料を調達して幅広い業種に製品・サービスを提供しており、輸出管理により大きな負担が生じることを懸念している。
- 情報セキュリティに関する暗号技術および設備の輸出を許可制とする管理品目リストの第1弾の発表に続き、第2弾目以降は段階的に公表を進めていくと予想される。現在は未公表の品目が、突然処罰対象とされる恐れや、過去の取り引き等への遡及を懸念する声がある。早急に明確な判断基準を設けるよう要望する。
- 2021年1月、中国はハイテクに欠かせないレアアース（希土類）の管理強化に係る「レアアース管理条例」草案を公表した。国家の戦略的資源と位置付け、採掘から輸出まで政府が管理するというが、大規模な輸出制限が行われれば事業に影響を受ける可能性がある。運用には透明性を希望する。
- 新たに規制対象となる製品が明確でない中、同法の規制対象となる製品の輸出許可を申請する際、中国政府から知的財産権や商業機密に関する資料の提示を求められるのではないかとの懸念がある。運用に当たっては知的財産権や商業機密の漏洩を回避できるような仕組みづくりを要望する。

2) 「信頼できないエンティティリスト制度」「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」

- 輸出管理法と関連する法令として、2020年9月に、「信頼できないエンティティリスト制度」が、2021年1月に、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」が施行された。これらの法令につき、国際的枠組みとの整合性を確保し、予見可能を高められるよう、透明性のある運用を要望する。

3) 技術輸出入関連規定

- 「技術輸出入管理条例における禁止技術および制限技術のリスト」が更新されたが、制限対象技術の範囲が具体的に定められておらず、多数の企業において当該分野における中国での研究開発活動が消極化になる懸念がある。本条例で定める制限技術リストについて、予見可能性を高められるよう、より具体化・明確化し、不必要に企業活動を消極化させないよう要望する。

4) 外商投資安全審査規則

- 2021年1月「外商投資安全審査弁法」が施行された。同弁法は、軍事産業や国家安全に関わる重要農産品、重要エネルギー・資源、重大装備製造、重要インフラ、重要情報技術およびインターネット製品・サービス、重要金融サービス、重要技術などに対する外商投資について、事前の申告を義務付け、審査・認可するものだが、「重要」・「重大」についての明確な判断基準がないため、申告要否の判断においては審査機関に大きな自由裁量権があると思われる。国際的枠組みとの整合性を確保した上での、透明性のある明確な判断基準を設けた制度設計・運用を要望する。

5) 香港国家安全維持法の影響

- 中央政府、香港政府は香港における経済活動、観光など安心して活動できるための発信を積極的に行って欲しい。

6) 情報セキュリティ関連

- 情報セキュリティに関して、研究・技術開発業務ではインターネットの使用環境は極めて重要であるが、現状は様々な制限が加わり、不自由な環境にある。外資企業が不利にならないよう、国際的な通信手段や情報セキュリティ規制 (VPN 等) については、世界水準並みの改善措置を期待する。また、最近中国の公的情報が日本でアクセスできないケースがある。日中関係の強化のためにも、具体的な便宜を求める。
- 2020年10月に公表された2020年版「中国個人情報保護法（草案）」において、データの中国国内の保存義務という他国に例のない条項が盛り込まれていることを懸念している。また、2017年6月施行の「サイバーセキュリティ法」、2020年7月に公表された「データセキュリティ法（草案）」等のサイバー・データ関連法案の整備が進む中、法令間の相互関係が複雑であり、定義が曖昧な点も相まって、運用の予見可能性が著しく低くなっている。総じてデータの越境移転に関する制約が強まる方向にあり、外資企業の自社データ流通の価値を踏まえた制度運用がなされることを要望する。
- 「サイバーセキュリティ法」の施行など中国で厳格なデータ管理が求められている中、商業銀行はパブリックの外部クラウドサービスの利用が禁止されており、グローバルでのデータ管理に負担及び追加コストが発生している。グローバル企業の利便性も考慮した柔軟な運用をお願いしたい。

- ▶ イノベーション分野における協力にあたっては、データ、AI アルゴリズム、ソースコード等の取扱いについて、データ資本や知的財産、営業秘密の観点から、外資企業が不利とならないよう配慮を望む。
- ▶ 政府機関等が国家安全を理由とし、企業の機密情報を収容するリスクが常に存在し、企業側のコンプライアンス態勢整備とともに、リスク管理（データ保護セキュリティの自衛措置等）負荷が大きくなることが懸念される。日中両国企業のグローバルな経営活動が妨げられることがないよう要望する。

6. 環境規制への対応

- ▶ 環境汚染に対する厳格な規制は極めて重要だ。それらが突然強化されることは生産活動継続の大きなリスクとなる。このような観点から環境関連の産業政策における公平さの担保、運用基準の統一化を要望する。また、汚染物排出許可証制度、環境保護税や炭素取引の導入といった重要な改革の執行に際しては、全国と地方で調和が取れたものとなるように十分な検討を願いたい。今後の方針・計画、最新の規制内容等は、正確かつ速やかに開示すると共に、環境規制導入に際しては、充分な対応に必要な一定の猶予期間の設定を要望する。
- ▶ 各地の環境対策では、一部の地域においては一定の改善がなされているが、基準を満たしている企業にも法的根拠を示さずに一律で、生産停止措置が課されてしまうケースがある。過剰な規制による企業の利益機会の逸失や必要以上の負担を強いられる。「一刀切」方式ではなく、個別企業の状況を踏まえたバランスある環境規制への拡大を要望する。また、環境対策が進んでいる会社に対する優遇措置や公正な排出権取引ルールの策定を要望する。
- ▶ 環境規制の強化に伴い、危険廃棄物の収集や処理の専門業者の操業停止が発生し、廃棄物処理に関する問題が発生している。また、少量の危険廃棄物が発生する企業は、その受け入れ先を確保するのが極めて困難な状況がある。危険廃棄物回収、処理能力の充実を図り、少量でも確実な回収がなされるよう処理業者の育成を要望する。
- ▶ 2018年に再生可能エネルギー補助が部分的に中止となった影響で、再生可能エネルギーの調達が以前よりも困難になっている。長江デルタなどエネルギー消費が多い経済発展地域では再生可能エネルギー発電への奨励を継続し、多様な再生可能エネルギー調達ルートの構築を要望する。また RE100 (Renewable Energy 100%) 加入で積極的に自社による再生エネルギー導入を進めている企業に対し、税金面等優遇政策を要望する。
- ▶ 大気汚染防止を目的として、揮発性有機化合物 (VOC) 等の含有制限を設けた強制規格 (GB 33372-2020、GB 30981-2020 など 7つの GB 規格) が 2020年12月に施行された。

国による大気汚染改善への努力を高く評価するが、規格対象が不明確、施行準備期間が短いなどで、対応が困難な課題がある。現在の規格に VOC に関する定義がなく、VOC 規制対象物質も明記されていないため、規制対象となる VOC に相当する物質を明確にしていきたい。

また、適合しない材料で代替した場合は、それを使用する設備や製造する製品の設計に影響し、品質確認を行わなければならない。そのうえで中国での製造を実現できるようにするためには相当の準備期間が必要であり、規格の強制化までの猶予期間を適切なプロセスにより設定することを要望する。

- インキ中の一部重金属の限量の強制国家標準が WTO/TBT に通報されている。インキは用途が多岐にわたり、また最上流産業の化学品メーカーから、川中にあたる製造業での使用、川下となる小売店で消費者が直接購入するなど、サプライチェーンが長く複雑である。インキに関する標準を新規する場合、その複雑さを十分に考慮し、準備期間を十分に取っていただかなければ、実施に困難を与える可能性が高い。物質の選定や閾値等は、リスク評価による科学的なデータを元に関係するステークホルダーとの協議の上、決定していただき強制化までの猶予期間を適切なプロセスにより設定することを要望する。
- 循環経済型社会の構築に賛同する企業は、ゴミの分別やプラスチックの回収、リサイクルによる再利用を積極的に進めている。先進的な取り組みで中国の環境改善に貢献する企業を対象とした奨励条例（名誉やインセンティブ）を設けるようを期待する。

7. 貿易・関税・通関・多国間協定

1) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- WTO 政府調達協定 (Government Procurement Agreement: GPA) への加盟につき、2019 年には第 7 次オファーが提出されるなど、中国政府が継続した取り組みを行っていることは評価できるが、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額引き下げに関する情報公開が不十分であり、いまだ加盟が実現していない。現在も輸入製品は中国の政府調達で排除される場合や中国で多くの製品を生産している日本企業が米国の政府調達に参加できないこともある。こうした問題解決のためにも中国が GPA に早期加盟することを期待する。
- 「外商投資法」で規定されている、外商投資企業の公平な競争による政府調達活動への参加や政府調達におけるサービスの内外資平等享受等の規定が、確実に執行されることを期待する。
- 政府調達章を含む RCEP が署名されたことを歓迎する。RCEP の早期発効を望む。

2) ロイヤルティ関税

- 近年、ロイヤルティ関税調査が強化され、課税要否判断の根拠・基準については改善されている。税関総署が2019年5月1日に公表した「税関総署公告2019年第58号—ロイヤルティの申告納税手続きにかかる問題に関する公告」では、ロイヤルティと課税ロイヤルティに関する定義、記入手続きおよびロイヤルティの課税税額の過少徴収や徴収漏れに対して、納付すべき延滞金が明確に規定された。しかし、各地方の税関から課税の必要性を判断しているかの根拠・基準は依然開示されない。税関総署から各地方の税関に対して、判断根拠を明確に提示するよう指導を要望する。
- 技術ロイヤルティ支払い金額を、輸入物品の価値に加算して関税申告する流れが強まっているが、適正化をお願いしたい。また、「技術ロイヤルティ」の対象範囲が、担当税関により恣意的に判断されていることがあり、「ブランド価値使用料」、「経営指導料」等が輸入物品と直接関係なく、課税される事例が多発している。こうした取り扱いは、グローバルでの企業活動を阻害することから改善を要望する。

3) 輸入規制

- 商品の輸入初期段階で輸入登録の名称を誤記した場合、既に登録した輸入登録名称の修正は容易ではなく、関連商品の商業規模の輸入が開始されないという弊害があり、改善を要望する。また、不具合のあった輸入品の海外での修理後の再輸入には複雑で時間を要する手続きがあり、その簡略化を望む。
- 小荷物発送にかかる税関規制：生活必需品としての個人貨物に対する課税上限金額の緩和とEMS等のスピーディーな通関を求める。

4) 米中貿易摩擦

- 米中対立による追加関税や輸出管理法の強化は、グローバルにビジネスを展開している外資企業へ影響を及ぼし、結果として米中両国へもメリットはない。早急に改善あるいは緩和に至ることを願う。政治的見解での不一致を経済的圧力に転嫁すべきではない。

5) 多国間協定

- RCEPが署名されたことで、アジアにおける強固なサプライチェーンの構築(規制緩和、製品の低コスト化)への期待が高まっている。協定の早期発効に期待する。
- 日中韓FTAは、貿易自由化の範囲拡大、知財保護の強化等の観点から更に質の高い内容とし、また政府調達市場の相互開放は互いの国が政府調達市場に参入できるのみならず、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高い。日中韓FTAでは、高いレベルでの地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放を要望する。

6) 不透明な FTA 原産地証明書取得要件

- ▶ FTA 履行のため、原産地証明書を発給機関から取得するにあたり、発給機関が FTA の条文とは異なる（または、条文に記載の無い）独自の要求を行うことがある。このため、FTA が履行できない、または FTA の利用に遅れが生ずる事態が散見される。FTA の条文に従うよう、中央政府から各地の原産地証明書発給機関への指導の徹底を要望する。

8. 財務・税制・税務・会計

- ▶ 中国では、特に税制関連の法令が予告無く突然公布され、且つ過去に訴求して適用される、あるいは、地方や担当者ごとに解釈や運用が異なる等もあり対応が困難な場合がある。法令・制度の制定や、解釈・運用の変更等は、十分な周知・準備期間を設けるとともに、遡及適用は避けるべきである。また、税務関連法令・制度の運用・解釈、あるいはその方針等は、全国統一の税務当局の見解を各地に共有させ、公平・同等な運用を要望する。
- ▶ 中国企業の社債デフォルトが 2018 年以降急増しているが、2020 年は特に大手国有企業のデフォルトが相次いで発生し、債務不履行、不良債権の大型化、多発化により金融不安を誘発しかねない状況にあった。中には、経営破綻及びそれを隠匿する格付け機関の不正を疑われる事例もあり、市場経済の大原則たる情報公開に問題を投げかけた。具体的な不良債権データの適時、適切な情報開示を要望する。
- ▶ 中国における移転価格税の日中二国間の相互協議（APA：Advance Pricing Agreement 事前確認制度）制度の申請先は、市及び自治州以上の税務機関だが、一つの APA に複数の確認対象法人が含まれる場合には、国家税務総局が主体的に関与して支援・指揮を行うことになっている。この場合、両者間の調整に長期間を要し、APA の申請自体ができない。APA 窓口の一本化、もしくは、国家税務総局の積極的かつ主体的な調整による手続きの迅速化を願いたい。併せて、APA 申請期間中は、地方当局による移転価格税務調査を停止して APA 審査を優先するよう願う。地方当局が正式に受理を認めた後、地方当局が国家税務総局へ申請を上げることが国内法で求められている通り、納税者への APA 申請正式受理の通知を迅速に行うよう要望する。
- ▶ 近年、中国政府の移転価格税制に係る調査が強化されている。特に移転価格税制の納税額にかかる複数回の調査について、地方税務局は税法の根拠を明確にせず、外資企業へ納税を促す事例がある。根拠なく企業へ納税催促をしないよう地方税務局への指導を強く要望する。
- ▶ 現地の移転価格税制上について、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、

更正された場合のペナルティも非常に高い。最低 3 年程度の通算検証を認めるよう、法律により明確化することを要望する。さらに、いわゆる四分位法に基づく検証を認めるよう要望する。

- BEPS (Base Erosion and Profit Shifting=税源浸食と利益移転) に対応するための情報提供義務が過剰である。マスターファイルでは研究開発活動の人員状況等、ローカルファイルでは、バリューチェーン分析が求められる。移転価格コンプライアンスに関する多くの情報提供義務等について、世界標準に準拠した移転価格コンプライアンスや税務実務が行われるよう要望する。
- BAPA (Bilateral Advance Pricing Arrangement=バイラテラル APA) は長期にわたり未合意となっており、関連する過去の履歴を含む管理が膨大、かつ制度の法的安定性や予見可能性を欠いている。相互協議の合意に向けた早期取り組みを要望する。
- 税務調査を受けた結果の更正内容に不服がある場合において、中国の救済措置は他国と比べて弱い。基層人民法院に税務行政訴訟を提起することは可能であるが、税務の本質ではなく、手続上の問題を焦点とすることが多く、結局、税務当局との交渉で解決することが多くなり、納税者の主張が通りにくい状況にある。より公正な税務行政訴訟の運用と簡便な審査機能の拡充を要望する。
- 中国子会社によるクロスボーダーの資金貸し付けは従来認められていなかったが、2013 年より規制が緩和され、外貨・人民元建て双方で可能となった。一方で、中国国内の子会社が国外関係者より受け取る利息には、企業間取引として増値税が課される。効率的なグループ Cash Management を促進できるよう、クロスボーダー貸付実施時や中国国内における委託貸付実施時の利息に課せられる増値税の撤廃を要望する。
- 調達資金を同一金利条件でグループ企業に転貸する場合は、規定上、増値税が免除されるが、各地税務局での「グループ」に対する解釈が異なるので、統一した定義の設定を要望する。
- 中国における企業の会計(会社決算)年度は1月~12月と定められているが、世界的に IFRS や国際会計基準への移行が進んでおり、海外本社の連結決算への対応が求められていることもあり、会計年度設定の自由化を要望する。
- 事業の効率的な運営を図るためにグループ企業間での組織再編(合併等)を検討する場合に、被合併法人の傘下にある中国子会社の持分譲渡にあたるとして、中国で課税が生じる可能性があり、確認にかかる事務負担が生じる。当該国における再編の適格性も考慮する形でのグループ内再編に係るセーフハーバールール(課税の繰延)の運用を認めるなど適用条件の緩和することを要望する。

- 日中租税条約に記載されていないにもかかわらず、日本から中国への役務提供に係る PE (Permanent Establishment＝恒久的施設) 認定の基準が不明確であり、中国における連続的な活動を伴わない場合でも PE 認定を受け、法人所得税の源泉徴収が要求される事例が発生している。日中租税条約に準拠した運用を求めるとともに、役務提供に係る PE 認定の基準について、より明確にすることを要望する。
- 中国外で役務提供される貿易コミッションや PE 適用要件を満たさない人的役務の対外送金で、企業所得税の源泉徴収を求められるケースがある。税法規定に沿った税務運用を要望する。
- 外国人に対する現在の個人所得税優遇措置は、2019 年 1 月～2021 年 12 月までの適用が延長され、外国人は専門付加控除項目の子女教育・継続教育・住宅家賃につき、移行措置期間として免税優遇を 2021 年 12 月 31 日まで享受できるが、2022 年 1 月以降は免税優遇を享受できず、2022 年以降、税負担の増加が懸念される。負担額が大きいことから、現在の優遇措置の継続を要望する。
- 粵港澳大湾区における高度あるいは不足する人材の個人所得税優遇政策について、各地域で実際の運用が統一されていない。また、この補助金申請が、対象者が帰国後となっていて、申請そのものができない。運用の統一化、円滑な申請業務に向けた申請サイトの改善、補助金の企業受領への変更を要望する。

9. 外国人の居留、就労手続きの改善

- 2017 年 4 月より全国で施行された外国人就業許可の新制度において、一定の改善措置が講じられたが、運用面でなお以下の課題があるので、引き続きの改善努力を求めたい。
 - ① 各地の公安・労働主管機関ごとに手続の運用、基準が統一・徹底されていない。
 - ② 中国国内の転勤に際しては、都市間の運用の違いにより、円滑な手続きに支障をきたしている。再審査や（一部の地域での改善は見られるが）「無犯罪記録証明書」の再提出が必要になる。
 - ③ 抹消及び更新に際し、当局にパスポートを預託する期間（現行概ね 8 営業日）が長く、ビジネスに支障をきたしている。
 - ④ 手続き中のパスポート預かり証では、各金融機関での口座の取り扱いができない。諸外国で使用されている個人証明書（カード型）の配布等の措置を検討していただきたい。
 - ⑤ 移籍する場合は、居留許可の抹消ではなく、より簡易な切り替え手続きができるように改善していただきたい。
 - ⑥ 居留許可証の有効期限について、具体的な設定指針が不明瞭である。
 - ⑦ 外国人短期出張者の就業ビザ・居留証の取得手続の運用が不透明である。

- ⑧ 学歴の評価基準が厳しすぎる。大卒資格を持たない 60 歳以上の駐在員へのビザの付与など緩和を要望する。
 - ⑨ システムの不具合や一時停止、データ入力の不備、書類紛失等で手続き時間が増加している。
 - ⑩ 2015 年以降発行のパスポートでビザを申請する場合は、旧パスポート原本の提出が必要となっている。ビザ申請手続きの簡素化を要望する。
 - ⑪ 居留許可申請手続きの迅速化を望む。
- 駐在員の生活環境につき以下の課題があるので、引き続きの改善努力を願いたい。
- ① 銀行口座開設に時間を要し、社会生活に必要なスマホ決済ができず、付随するサービスを受けられず不便な生活を余儀なくされる。
 - ② 外国人は身分証明書として、パスポート以外の ID の発行を検討いただきたい。
 - ③ 通信手段をはじめとする IT インフラ（LINE や Google など）の開放を望む。
 - ④ 短期居留許可の外国人に対する E-Channel 申請条件の緩和を希望する。

10. COVID-19 関連/日中間往来

1) COVID-19 に対する政府対応方針の明確化・統一化

- COVID-19 に関して、中国はいち早く管理を徹底して感染を抑え込み、各種振興策と共に経済活動を回復させた。世界が第三波に見舞われ輸出の不安定化が想定される中、内需拡大を助長する補助政策に期待する。
- COVID-19 の感染流行期間中に各レベルの政府等から発信、もしくは口頭により指導された事項は、中央、省、市レベルでの指示に相互に矛盾があるケースがあり、対応に苦労したケースも多い。各レベルの地方政府等に対し口頭のみでの伝達や指導は避け、通知の WEB 上での公開や公文書による通知を徹底してほしい。
- COVID-19 について中国内では厳しく管理され成果を挙げているが、中国発着の国際物流サプライチェーンは多大なる影響を被っている。まずは日中間往来において実効性のあるビジネス/レジデンストラックが再開され、速やかに事態が鎮静化されることを願っている。

2) VISA 発給や入国に必要な書類手続の改善について

- COVID-19 の影響を受け、在日本中国ビザ申請サービスセンターにおける査証申請予約の受付停止や対応遅れにより査証発給が滞るケースや、中国各都市での招聘状発行も滞るケースも散見されている。人事の異動（赴任）及びビジネス往来の観点で可能な限り対応の改善をお願い致したい。
- 査証発行に必要とされている省政府からの家族用の招聘状が一部無効/申請停止となっており、家族の中国渡航ができない状態となっている（公式通知は無く、内部規

定)。招聘状の無効/申請停止の速やかな解除、およびビザ発行が速やかに行われることを要望する。

- 査証申請予約制度導入に伴う 1 日あたりの申請上限に関して、予約制となったことにより希望する申請日に申請できず、出発日に影響が及ぶことを避けていただきたい。査証のオンライン申請時の写真規定が厳しく、アップロードができないケースが多々あるため、写真規定を緩和いただきたい。
- 中国政府の COVIDA-19 下の査証発行、外国人入国制限や入国後の行動制限に関する在日中国大使館 HP の情報が少ない。タイムリーな詳細な情報を要望する。
- フライトについては、北京への直行便再開・上海への増便を要望する。

3) ビジネストラック・レジデンストラック

- 日中間のビジネストラック・レジデンストラックが開設されたが、中国側の細則が出ておらず、実効性を高めるべく早急にきっちりとした中国側でのガイドラインを作成し、各入出境空港（港湾）の関係部署に伝達・徹底し、中国ビジネスに携わる日本人にとって必要な出張実現をサポートして頂きたい。
- 日中間の人の往来について、中央政府は緩和に同意しているものの、地方政府やその下のレベルに方針が浸透されておらず、寧ろ規制が厳しくなっているケースも散見される。人の移動の制限は事業運営の大きな足枷となっており、速やかな改善をお願いしたい。
- 中国駐在員の家庭事情や健康維持を考慮した駐在員の一時帰国および中国提携先企業との関係維持のために、中国での隔離期間・場所などの緩和を望む。

以上